U_{28} ＝ 0.0207
U_{29} ＝ 0.0209
U_{30} ＝ 0.02054
$U_{令元}$＝ 0.02021
$U_{令2}$＝ 0.01102
$U_{令3}$＝ 0.00935
$U_{令4}$＝ 0.00503
$U_{令5}$＝ 0.00570
$U_{令6}$＝ 0.00817

V_n　ｎ年度に発行について同意又は許可を得た広域化推進事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$W_{令元}$＝ 0.02694
$W_{令2}$＝ 0.01469
$W_{令3}$＝ 0.01247
$W_{令4}$＝ 0.00603
$W_{令5}$＝ 0.00760
$W_{令6}$＝ 0.01090

［略］

$X2_n$　「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和５年４月３日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡。以下「令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤又は「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和６年４月１日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡）（以下「令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤において定める事業（以下「省エネ改修等事業」とい

W_{28} ＝ 0.0207
W_{29} ＝ 0.0209
W_{30} ＝ 0.02057
$W_{令元}$＝ 0.00973
$W_{令2}$＝ 0.01104
$W_{令3}$＝ 0.00274
$W_{令4}$＝ 0.00503
$W_{令5}$＝ 0.00570

V'_n　ｎ年度に発行について同意又は許可を得た広域化推進事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$W'_{令元}$＝ 0.01298
$W'_{令2}$＝ 0.01472
$W'_{令3}$＝ 0.00365
$W'_{令4}$＝ 0.00603
$W_{令5}$＝ 0.00760

［同左］

X2　「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和５年４月３日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡。以下「令和五年度脱炭素化推進事業等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤において定める事業（以下「省エネ改修等事業」という。）に係る経費に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）